

## 第9項 まちの美化を進める

快適な生活環境を確保するため、清掃活動への支援や歩行喫煙防止対策のほか、昨今増加している空き家等の対策など、地域のまちの美化を推進する取組を行っています。

### 1 まちの美化を推進するために

区は、環境美化活動を行う区民や事業者への支援を行っています。新たに活動に参加したい区民や事業者にも、積極的な情報提供や啓発活動に努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区民、事業者、区のそれぞれが自身の役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指します。

#### (1) 環境清掃推進連絡会との協働

町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合し、平成15年7月に環境清掃推進連絡会が発足しました。

区と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に取り組んでいます。

令和元年度は、区内一斉清掃事業、環境清掃関連施設見学会など、さまざまな普及・啓発事業を環境清掃推進連絡会と区との協働で実施しました。

#### (2) 区内一斉清掃

練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化と清掃・リサイクル活動を推進しています。

令和元年度は、5月26日と11月24日に区内一斉清掃を実施し、5月は179団体、11月は181団体が清掃活動を行いました。

#### (3) 町会・自治会等への支援

##### ア 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

令和元年度末現在、つぎの43地区を環境美化推進地区に指定しています。

いちょう通り東第一 団地管理組合	大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会
区営上石神井一丁目 第二アパート自治会	小竹町会	栄町町会	桜台一丁目町会
桜台自治会	桜台親和町会	桜台四丁目南町会	下石神井千川町会
石神井会	石神井小関町会	石神井町二丁目第三 アパートさんろく自 治会	関町北三丁目町会
都営上石神井団地自 治会	豊玉第一町会	仲一自治会	仲二町会
仲町五丁目町会	中村西町会	練馬一丁目原町睦会	練馬北町六丁目自治会
練馬区北園町会	練馬区向山町会	練馬区豊玉第三町会	練馬中央自治会
羽沢町会	橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮三・四丁目町会
東大泉井頭町会	東大泉中村町会	光が丘第一自治会	光が丘地区連合協議会
氷川台ひばりが丘睦 会	富士見台町会	平和台一丁目町会	南田中団地第一自治会
南田中団地第二自治 会	南田中団地第三自治 会	南田中団地第四自治 会	

## イ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています。令和元年度は138団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

### (4) 歩行喫煙等の防止

#### ア 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼び掛け、安全で快適な歩行空間を確保するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンを行っています。

令和元年度は区内3駅周辺（7月 練馬春日町駅、10月 中村橋駅、3月 平和台駅）において啓発用ティッシュペーパーや携帯用吸い殻入れの配布を行い、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

## イ マナーアップ指導員による巡回指導

平成 21 年 12 月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回指導を開始しました。区内の駅など 23 駅において、駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙・たばこのポイ捨てをしている者に対して注意・指導を行っています。

## ウ 路面表示シートの貼付等

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。元年度末現在、貼付箇所は約 1,200 か所です。

また、区内 198 本の電柱に巻看板を掲出しています。



路面表示シート

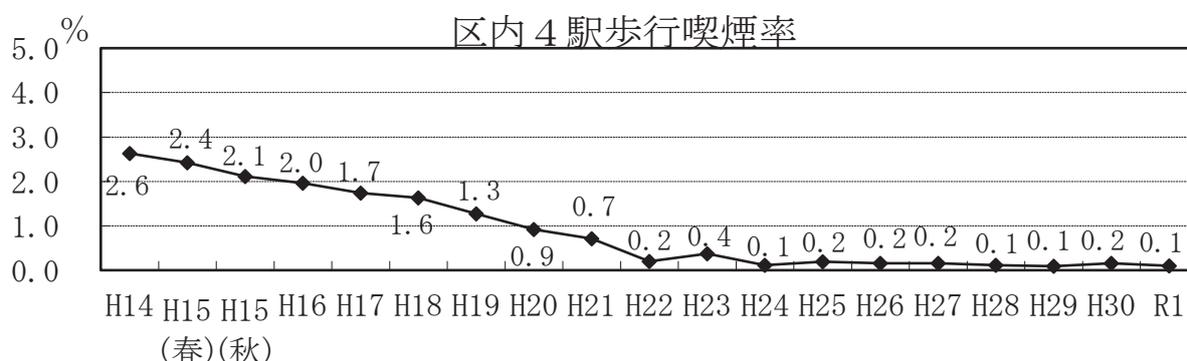
## エ 喫煙所の設置

区は、歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、駅周辺に喫煙所を設置しています。令和元年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅の 4 駅 5 か所に喫煙所を設置しています。

また、「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）」の改正や「東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号）」の制定を受け、屋外喫煙所における望まない受動喫煙防止対策についても検討を進めています。

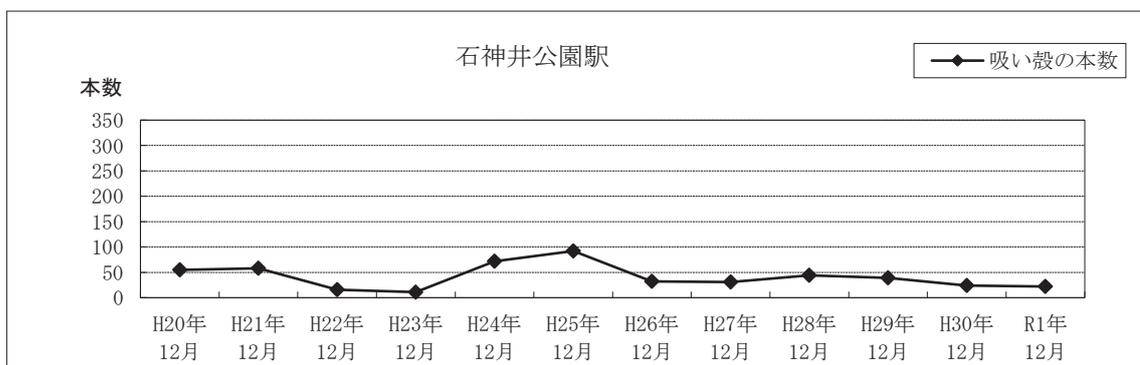
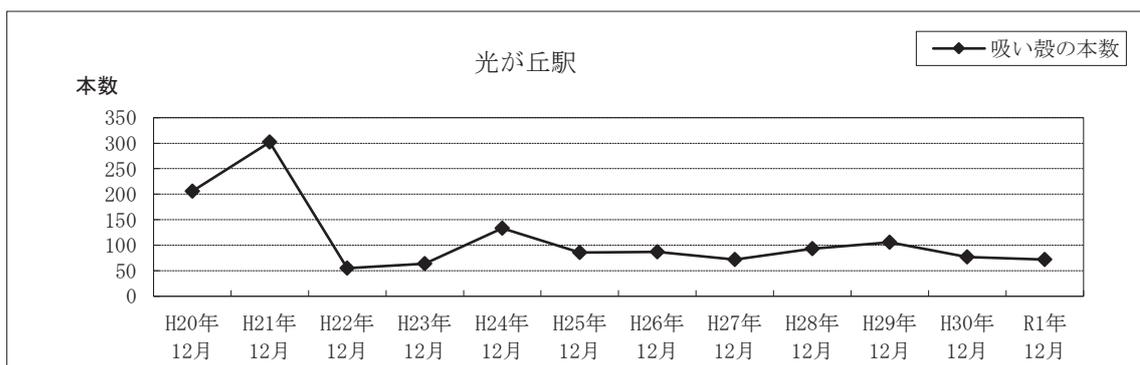
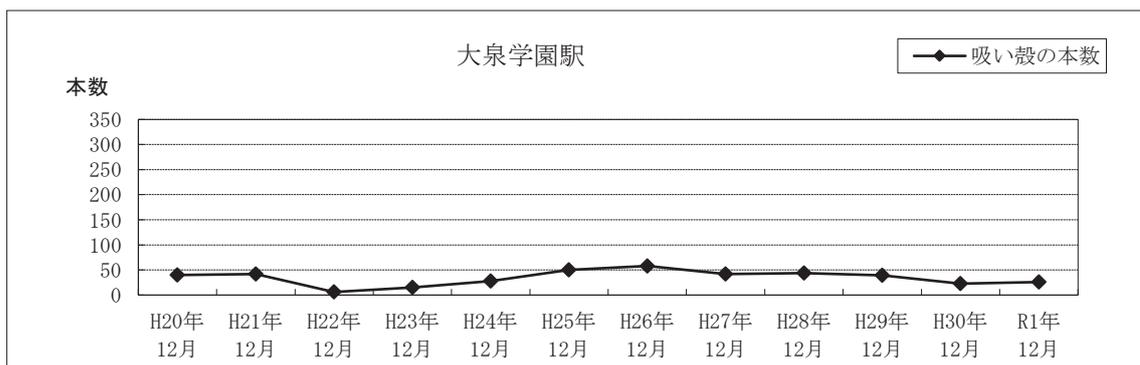
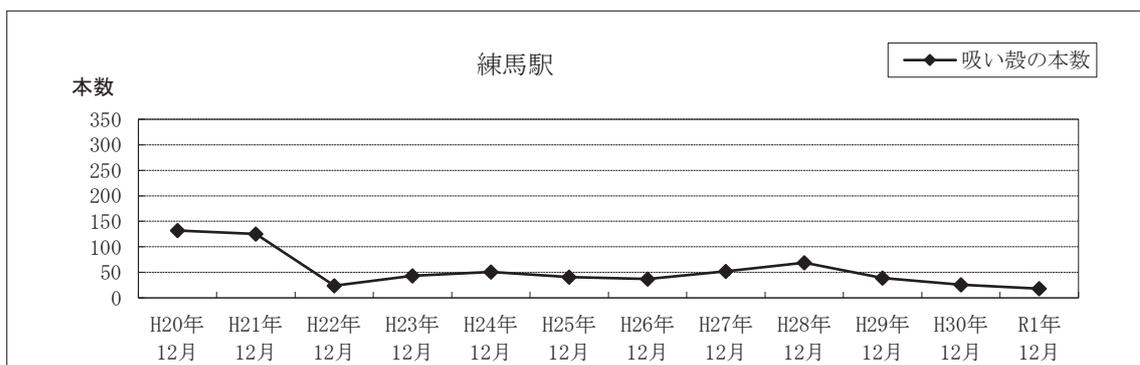
## オ 歩行喫煙率調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しています（平成 14 年度から年 1 回・平成 15 年度は春・秋の 2 回）。



## カ ポイ捨て実態調査

区内 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺 3 か所で年 4 回、平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を調査しています。



(5) 落書対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。令和元年度は4件、4か所、8.05㎡消去しました。

## (6) 空き家等対策の推進

平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が全面施行されました。

区においても、適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。また、いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる居住者がいながら堆積物等により管理不全状態となっている建築物についても、地域の大きな問題となっています。

区は、「練馬区空き家等対策計画」を平成 29 年 2 月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（平成 29 年条例第 28 号）」を制定し、平成 29 年 10 月に全面施行しました。

条例制定後は、学識経験者等で構成する練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会の意見を聞きながら、問題の解決に向けた取組・手続等を推進しています。

さらに、空き家の有効活用を促進するため、空き家所有者と活用希望団体等とをマッチングする事業や、空き家セミナー・個別相談会を開催するなどの取組も進めています。

## (7) あき地の管理の適正化

区は、「あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 45 年 10 月制定）」に基づき、あき地の所有者（管理者）に対して、自主管理を依頼しています。

## 2 カラス対策

区では、民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づき、その原因となる巣などの撤去を行っています。令和元年度の巣の撤去は 14 巣、落下ヒナの捕獲は 10 羽でした。

また、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、区が貸し出している防鳥ネットを利用するなど、日常生活で実行できることについての周知を図っています。

## 3 アライグマ・ハクビシン対策

区では、平成 30 年度から東京都の策定している「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマ・ハクビシンによる生活被害を受けた場合に、現場調査やわなの設置を行っています。

令和元年度は、125 件のわなを設置し、ハクビシン 27 頭を捕獲しました。